

法人税 | 四半期での予定納税額

2022年11月

■ 法令

政府は、2022年10月30日付で、政令DECREE 126/2020/ND-CPを修正する政令DECREE 91/2022/ND-CPを発行しました。本政令は、同日より適用されます。

■ ポイント

課税年度の第4四半期までに必要とされる納税額は、確定申告金額の80%以上でなければなりません。
未納額がある場合、第4四半期の納税期限から支払日までの未納額に対し、支払遅延利息が課されます。
なお、本政令が適用されるまでの期間においては、2021年度第3四半期までの納税額が確定申告額の75%以上である場合、上記規定は適用されません。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社は、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。